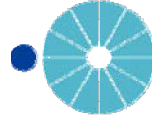


学校法人会計基準の改正について② (参事官通知・大臣裁定編)



平成26年10月

高等教育局私学部参事官室



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

I 参事官通知の構成

I 改正後の計算書類についての用語の定義

1. 教育
2. 活動区分資金収支計算書
3. 事業活動収支計算書
4. 過年度修正額

II 会計処理の取扱い

1. 固定資産の評価
2. 有価証券の評価換え

III 注記事項の充実

1. 活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程の注記
2. 第4号基本相当の資金を有していない場合の注記
3. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項
 - ①有価証券の時価情報に係る注記の充実
 - ②学校法人間取引についての注記

I-1 教育

学校法人会計基準において「教育」とは、

改正前同様、研究を含むものとする



I-2 活動区分資金収支計算書

(1) 「教育活動による資金収支」

= (2)「施設整備等活動による資金収支」、(3)「その他の活動による資金収支」以外のもの

(2) 「施設整備等活動による資金収支」

= 施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動



資産の額の増加を伴う施設若しくは設備の改修等であり、修繕費や除却に伴う経費は含めない

(3) 「その他の活動による資金収支」

= 財務活動、収益事業に係る活動、預り金の受け払い等の経過的な活動及び過年度修正額



資金調達、資金運用に係る活動

I-3 事業活動収支計算書

(1) 「教育活動収支」

= 経常的な収支のうち、(2)「教育活動外収支」以外のもの

(2) 「教育活動外収支」

= 経常的な収支のうち、財務活動(資金調達・資金運用)及び収益事業に係る活動によるもの

(3) 「特別収支」

= 特殊な要因によって一時的に発生した臨時的なもの

「資産売却差額」「資産処分差額」
「施設設備寄付金」「現物寄付(施設設備)」「施設設備補助金」
「過年度修正額」
「災害損失」=「資産処分差額」のうち、災害によるもの
「デリバティブ取引の解約に伴う損失又は利益」

「退職給与引当金特別繰入額」・・・変更時差異を一括計上していない場合

I-4 過年度修正額

資金収支を伴う過年度修正額の勘定科目を定義する。

(1) 資金収支計算書

収入＝大科目「雑収入」、小科目「過年度修正収入」

支出＝大科目「管理経費支出」、小科目「過年度修正支出」

(2) 活動区分資金収支計算書

「その他の活動による資金収支」の「過年度修正収入」又は「過年度修正支出」

Ⅱ-1 固定資産の評価

(1) 導入の背景

大規模な災害等により、校地校舎等の固定資産が使用困難で、処分もできない状況が生じている。



そうした状況にある固定資産について資産計上を続けることは学校法人の財政状態を適切に表さないと考えられるため貸借対照表の資産計上額から除くことができることとする。

(2) 処理方法等

- ① 条件：「A」と「B」を2つとも満たすもの
 - A 現に使用することをやめ、かつ将来も転用するなどにより、使用する予定のないこと
 - B 理事会及び評議員会の承認
- ② 処理：備忘価額を残して貸借対照表の資産計上額から除くことができる。
- ③ 対象資産：有形固定資産又は無形固定資産
- ④ 勘定科目：「特別収支」の大科目「資産処分差額」の小科目「有姿除却等損失」等
- ⑤ 基本金の取扱い：備忘価額を含めて基本金を取崩しの対象とする。

II-2 有価証券の評価換え

(1) 導入の背景

有価証券は、取得価額と比較してその時価が著しく低くなった場合には、その回復が認められるときを除き、時価によって評価するものとしている。その具体的な取扱いを明確にする。

(2) 処理方法

① 「市場価格のある有価証券」、「市場価格のない有価証券のうち、債券等」

A: 市場価格のある場合……………時価＝市場価格

B: 市場価格のない有価証券のうち、債券等 ……時価＝当該有価証券を取引した金融機関等において合理的に算定した価額

下落率＝**50%以上**の場合

→ 特に合理的と認められる理由が示されない限り、時価が取得価額まで回復が可能とは認めないものとする。

下落率＝**30%以上50%未満**の場合

→ 著しく低くなったと判断するための合理的な基準を設けて判断。

② 「市場価格のない有価証券のうち、株式」

市場価格のない有価証券のうち、株式……当該株式の発行会社の**実質価額**を**時価とみなす**。
(実質価額＝一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に従い作成された財務諸表を基礎とした1株あたりの純資産額)

下落率＝**50%以上**の場合

→ 十分な証拠によって裏付けられない限り、その回復が可能とは認めないものとする。

Ⅲ-1 活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程の注記

○活動区分資金収支計算書

教育活動による資金収支	収入	学生等納付金収入 手続料収入 特別寄付金収入 一般寄付金収入 経常費等補助金収入 付随事業収入 雑収入 教育活動資金収入計 人件費支出 教育研究経費支出 管理経費支出 教育活動資金支出計 繰上
	支出	調整勘定等 教育活動資金収支差額
施設整備等活動による資金収支	収入	施設整備寄付金収入 施設整備補助金収入 施設整備示和収入 第2号基金引当特定資産取崩収入 (何)引当特定資産取崩収入計 施設関係支出 施設整備等活動資金収入計 第2号基金引当特定資産繰入支出 (何)引当特定資産繰入支出 施設整備等活動資金支出計 差引
	支出	調整勘定等 施設整備等活動資金収支差額
小計(教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額)	収入	借入金等収入 有価証券示和収入 第3号基金引当特定資産取崩収入 (何)引当特定資産取崩収入計 その他の活動資金収入計 借入金等返済支出 有価証券購入支出 第3号基金引当特定資産繰入支出 (何)引当特定資産への繰入支出 収益事業元入金支出 その他の活動資金支出計 差引
その他の活動による資金収支	収入	受取利息・配当金収入 借入金等利息支出 収益事業収入 調整勘定等 その他の活動資金収支差額
	支出	支払資金の増減(小計+その他の活動資金収支差額) 前年度繰越支払資金 翌年度繰越支払資金

(単位：円)

項目	資金収支 計算書計上額	教育活動 による資金収支	施設整備等活動 による資金収支	その他の活動 による資金収支
前受金収入	×××	×××	×××	×××
前期末未収入金収入	×××	×××	×××	×××
期末未収入金	△×××	△×××	△×××	△×××
前期末前受金	△×××	△×××	△×××	△×××
(何)	(△)×××	(△)×××	(△)×××	(△)×××
収入計	(△)×××	(△)×××	(△)×××	(△)×××
前期末未払金支払支出	×××	×××	×××	×××
前払金支払支出	×××	×××	×××	×××
期末未払金	△×××	△×××	△×××	△×××
前期末前払金	△×××	△×××	△×××	△×××
(何)	(△)×××	(△)×××	(△)×××	(△)×××
支出計	(△)×××	(△)×××	(△)×××	(△)×××
収入計 - 支出計	(△)×××	(△)×××	(△)×××	(△)×××

(注) 該当する項目のみに数値を記入する。



Ⅲ-2 第4号基本金相当の資金を有していない場合の注記

(1) 第4号基本金相当の資金を有していない場合の注記

(注記例)
当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を以下のとおり有していない。

第4号基本金 ××× 円

資金	
現金預金	××× 円
有価証券(※1)	××× 円
〇〇特定資産(※2)	××× 円
計	××× 円

※1 有価証券は現金預金に類する金融商品である。

※2 〇〇特定資産は第4号基本金に対応した特定資産である。

現在、主要な債権者である〇〇等と協議の上、平成〇〇年度から平成〇〇年度までの経営改善計画を作成し、〇〇等の経営改善に向けた活動を行っている。

(2) 第4号基本金相当の資金を有している場合の注記

(注記例)
当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

第4号基本金に相当する資金

= 現金預金 + これに類する金融商品

現金預金
= 貸借対照表上の現金預金

これに類する金融商品

= 他の金融商品の決済手段として用いられるなど、支払資金としての機能をもっており、かつ、当該金融商品を支払資金と同様に用いている金融商品



Ⅲ-3-(1) 有価証券の時価情報に係る注記の充実

近年の金融商品の多様性や、特にリーマンショック以降の経済状況の大きな変化に伴い、学校法人の資産運用のリスクを一層明確に把握しやすくなることが重要となっていることから、改正前の有価証券の時価情報に加えて、**有価証券の種類ごとの時価情報**も注記するものとする。

① 総括表

	当年度 (平成××年3月31日)				(単位 円)
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	時 価	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	×××	×××	×××		
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(××)		
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	×××	×××	△×××		
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(△××)		
合 計	×××	×××	×××		
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(××)		
時価のない有価証券	××				
有価証券合計	×××				

② 明細表

種 類	当年度 (平成××年3月31日)				(単位 円)
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	時 価	
債券	×××	×××	(△)×××		
株式	×××	×××	(△)×××		
投資信託	×××	×××	(△)×××		
貸付信託	×××	×××	(△)×××		
その他	×××	×××	(△)×××		
合 計	×××	×××	×××		
時価のない有価証券	××				
有価証券合計	×××				

Ⅲ-3-(2) 学校法人間取引についての注記

学校法人の経営状況や財政状態についてより**透明性を高める**観点から、学校法人間の取引について明らかにすべきとの課題に対応するため、学校法人間の取引について注記する。

- ① 学校法人間での貸付け、借入れ、寄付金（現物寄付を含む）、人件費等の負担及び債務保証その他これらに類する取引が、当該年度中にあるか又は期末に残高がある場合は、以下の例を参考に注記するものとする。
- ② 学校法人間取引についての注記は、関連当事者との取引に該当する場合であっても注記するものとする。また関連当事者との取引についての注記は、学校法人間取引にも該当する場合であっても注記するものとする。

(注記例)

学校法人間取引の内容は、次のとおりである。

(単位 円)

学校法人名	住所	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高	関連当事者
〇〇学園	東京都 〇〇区	資金の貸付	×××	貸付金	×××	
●●学園	大阪府 〇〇市	債務保証	×××	—	×××	

(注) 関連当事者欄には、関連当事者の注記対象にも該当する場合は「〇」を記入する。

IV 大臣裁定(第4号基本金の算定式)

学校法人会計基準第30条第1項第4号により文部科学大臣の定める「恒常的に保持すべき資金について」を、今回の学校法人会計基準の改正に合わせて、以下の2つの観点から改正する。

① 算定の基礎となる計算書類の変更

算定の基礎となる計算書類が**消費収支計算書**から**事業活動収支計算書**に変更されたため、算定式を変更する。これにより算定の基礎が人件費等のランニングコストのうち、**経常的な支出**に限定された。

- (旧)前年度の**消費支出**の人件費(退職給与引当金繰入額(又は退職金)を除く。)、教育研究経費(減価償却額を除く。)、管理経費(減価償却額を除く。))及び借入金等利息の決算額の合計を12で除した額
- (新)前年度の**教育活動収支**の人件費(退職給与引当金繰入額及び退職金を除く。)、教育研究経費(減価償却額を除く。)、管理経費(減価償却額を除く。))及び**教育活動外収支**の借入金等利息の決算額の合計を12で除した額

② 規模の縮小による取崩(以下の表参照)

- 従来、学校法人の維持すべき資産の保持と安定を図るため、基本金取崩しの要件を限定し、当年度の計算額が前年度の第4号基本金に比べて、**下がった場合でも前年度を維持していた**。
- しかし、学校法人の規模の縮小等により支出が**大幅に減少し**、当年度の計算額が大幅に減少した場合も、前年度の額を維持することは**学校法人の財政状態を適正にあらわさない**。
→前年度に比べて**20%を超えて減少した場合**には、**一時的な減少ではなく、学校法人の規模が減少したものとみなして**、第31条第1号に定める「その諸活動の一部又は全部を廃止した場合」に該当し、取崩しの対象とする。
- また、会計基準が改正され①のように算定式が変更になる28年度については、第31条第4号に定める「その他やむを得ない事由がある場合」に該当し、取崩しの対象とする。
- 一方、計算額が前年度に比べて上がった場合、前年度との差額を繰り入れることになるが、**増加の幅が20%以内**であれば、前年度の額を維持することが**できる**とされており、**学校法人の自主性**に任せていた。この点は維持するものとした。

前年度の第4号基本金	当年度の計算額	当年度の第4号基本金		
100	120超(例125)	①改正前 (平成27年度まで)	②改正後 (平成29年度以降)	③経過措置 (平成28年度)
	100超120以内(例117)	計算額(125)		
80超100以内(例87)	100	原則=計算額(117) 例外=前年度(100)		
	80未滿(例72)	計算額(100)		
		前年度(100)	前年度(100)	計算額(87)
				計算額(72)

イメージ図1(資金収支計算書)

○(旧)資金収支計算書

学生生徒等納付金収入	
手数料収入	
寄付金収入	
補助金収入	
資産運用収入	
奨学基金運用収入	
受取利息・配当金収入	
施設設備利用料収入	
資産売却収入	
不動産売却収入	
有価証券売却収入	
事業収入	
雑収入	
廃品売却収入	
借入金等収入	
前受金収入	
その他の収入	
(何)引当特定預金からの繰入収入	
前期末未収入金収入	
資金収入調整勘定	
前年度繰越支払資金	
収入の部合計	
人件費支出	
教育研究経費支出	
管理経費支出	
借入金等利息支出	
借入金等返済支出	
施設関係支出	
設備関係支出	
教育研究用機器備品支出	
その他の機器備品支出	
図書支出	
車両支出	
資産運用支出	
有価証券購入支出	
(何)引当特定預金への繰入支出	
収益事業元入金支出	
第3号基本金引当資産支出	
その他の支出	
資金支出調整勘定	
次年度繰越支払資金	
支出の部合計	

収入

支出

○(新)資金収支計算書

学生生徒等納付金収入	
手数料収入	
寄付金収入	
補助金収入	
資産売却収入	
施設売却収入	
設備売却収入	
有価証券売却収入	
付随事業・収益事業収入	
受取利息・配当金収入	
第3号基本金引当特定資産運用収入	
その他の受取利息・配当金収入	
雑収入	
施設設備利用料収入	
廃品売却収入	
借入金等収入	
前受金収入	
その他の収入	
第2号基本金引当特定資産取崩収入	
第3号基本金引当特定資産取崩収入	
(何)引当特定資産取崩収入	
前期末未収入金収入	
資金収入調整勘定	
前年度繰越支払資金	
収入の部合計	
人件費支出	
教育研究経費支出	
管理経費支出	
借入金等利息支出	
借入金等返済支出	
施設関係支出	
設備関係支出	
教育研究用機器備品支出	
管理用機器備品支出	
図書支出	
車両支出	
ソフトウェア支出	
資産運用支出	
有価証券購入支出	
第2号基本金引当特定資産繰入支出	
第3号基本金引当特定資産繰入支出	
(何)引当特定資産繰入支出	
収益事業元入金支出	
その他の支出	
資金支出調整勘定	
前年度繰越支払資金	
支出の部合計	

6

○活動区分資金収支計算書

教育活動による資金収支	
収入	
学生生徒等納付金収入	
手数料収入	
特別寄付金収入	
一般寄付金収入	
経常費等補助金収入	
付随事業収入	
雑収入	
教育活動資金収入計	
支出	
人件費支出	
教育研究経費支出	
管理経費支出	
教育活動資金支出計	
差引	
調整勘定等	
教育活動資金収支差額	
施設設備寄付金収入	
施設設備補助金収入	
施設設備売却収入	
第2号基本金引当特定資産取崩収入	
(何)引当特定資産取崩収入	
施設整備等活動資金収入計	
支出	
施設関係支出	
設備関係支出	
第2号基本金引当特定資産繰入支出	
(何)引当特定資産繰入支出	
施設整備等活動資金支出計	
差引	
調整勘定等	
施設整備等活動資金収支差額	
小計(教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額)	
その他の活動による資金収支	
収入	
借入金等収入	
有価証券売却収入	
第3号基本金引当特定資産取崩収入	
(何)引当特定資産取崩収入	
小計	
受取利息・配当金収入	
収益事業収入	
その他の活動資金収入計	
支出	
借入金等返済支出	
有価証券購入支出	
第3号基本金引当特定資産繰入支出	
(何)引当特定資産への繰入支出	
収益事業元入金支出	
小計	
借入金等利息支出	
その他の活動資金支出計	
差引	
調整勘定等	
その他の活動資金収支差額	
支払資金の増減額(小計+その他の活動資金収支差額)	
前年度繰越支払資金	
翌年度繰越支払資金	

1

イメージ図2(事業活動収支計算書(消費収支計算書))

○消費収支計算書

学生生徒等納付金
手数料
寄付金
補助金
資産運用収入
資産売却差額
事業収入
雑収入
帰属収入合計
基本金組入額合計
消費収入の部合計
人件費
教育研究経費
管理経費
借入金等利息
資産処分差額
徴収不能引当金繰入額
消費支出の部合計
当年度消費収入(支出)超過額
前年度繰越消費収入(支出)超過額
翌年度繰越消費収入(支出)超過額

経常・臨時の区分なし

3

(新設)

毎年度の収支バランスを表示
(いわゆる帰属収支差額に相当)

長期の収支バランスを表示

○事業活動収支計算書

学生生徒等納付金
手数料
寄付金
経常費等補助金
付随事業収入
雑収入
教育活動収入計
人件費
教育研究経費
管理経費
徴収不能額等
教育活動支出計
教育活動収支差額
収入
受取利息・配当金
教育活動外収入計
支出
借入金等利息
教育活動外支出計
教育活動外収支差額
経常収支差額
収入
資産売却差額
その他の特別収入
施設設備寄付金
現物寄付
施設設備補助金
過年度修正額
特別収入計
支出
資産処分差額
その他の特別支出
災害損失
過年度修正額
特別支出計
特別収支差額
基本金組入前当年度収支差額
基本金組入額合計
当年度収支差額
前年度繰越収支差額
翌年度繰越収支差額
(参考)
事業活動収入計
事業活動支出計

事業での収支バランス
事業外の収支バランス

臨時的な収支バランス

2

経常的な収支バランス

イメージ図3(貸借対照表)

○(旧)貸借対照表

資産の部	
固定資産	
有形固定資産	
土地	
建物	
教育研究用機器備品	
その他の機器備品	
その他固定資産	
施設利用権	
収益事業元入金	
長期貸付金	
(何)引当特定預金	
第3号基本金引当資産	
流動資産	
現金預金	
未収入金	
資産の部合計	
負債の部	
固定負債	
長期借入金	
学校債	
退職給与引当金	
流動負債	
短期借入金	
学校債	
未払金	
前受金	
負債の部合計	
基本金の部	
第1基本金	
第2基本金	
第3基本金	
第4基本金	
基本金の部合計	
消費収支差額の部	
(何)年度消費支出準備金	
翌年度繰越消費収入(支出)超過額	
消費収支差額の部合計	
負債の部・基本金の部および消費収支差額の部合計	10

○(新)貸借対照表

資産の部	
固定資産	
有形固定資産	
土地	
建物	
教育研究用機器備品	
管理用機器備品	
特定資産	7
第2号基本金引当特定資産	
第3号基本金引当特定資産	
(何)引当特定資産	
その他の固定資産	
施設利用権	
ソフトウェア	
収益事業元入金	
長期貸付金	
流動資産	
現金預金	
未収入金	
資産の部合計	
負債の部	
固定負債	
長期借入金	
学校債	
長期未払金	
退職給与引当金	
流動負債	
短期借入金	
1年以内償還予定学校債	
未払金	
前受金	
負債の部合計	
純資産の部	
基本金	
第1号基本金	
第2号基本金	
第3号基本金	
第4号基本金	
繰越収支差額	
翌年度繰越収支差額	
純資産の部合計	
負債及び純資産の部合計	

